協議８号

長野市学校給食センター等規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局保健給食課

事　　項	説　　明
１　改正の理由	長野市学校給食費条例の制定に伴い、改正するもの
２　改正の内容	学校給食センター及び学校給食共同調理場の主な事務から給食会計に関することを除く（第４条関係）。
３　施行期日	令和８年４月１日から施行する。
４　審議状況	(1) 総務部総務課との協議　　３月１０日 (2) 教育委員会法規審査会の決定　　月　　日

長野市学校給食センター等規則の一部を改正する規則（案）

長野市学校給食センター等規則（昭和41年長野市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第４条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第11号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

長野市学校給食センター等規則　新旧対照表

改正後	改正前
○長野市学校給食センター等規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第22号 （主な事務） 第４条　給食センターの主な事務は、次のとおりとする。 （１）～（４）　略 （削除） （５）～(10)　略	○長野市学校給食センター等規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第22号 （主な事務） 第４条　給食センターの主な事務は、次のとおりとする。 （１）～（４）　略 （５）　給食会計に関すること。 （６）～(11)　略